



# 埼玉県報

第 2 5 5 6 号  
平成25年12月27日  
金 曜 日

## 目 次

### 規則

- [埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則\(住宅課\)](#)
- [埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則\(教委・総務課\)](#)

### 訓令

- [埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の認定に係る公示\(共助社会づくり課\)](#)
- [特定非営利活動法人の認定に係る公示\(共助社会づくり課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [金屋土地改良区の役員就退任届\(本庄農林振興センター\)](#)
- [明戸南部土地改良区の役員退任届\(大里農林振興センター\)](#)

- [県立学校等シンククライアントシステム用機器賃貸借に関する入札公告\(高校教育指導課\)](#)
- [肥料取締法に基づく肥料の施用上の注意等の表示命令の告示\(病虫害防除所\)](#)
- [県道台東川口線の供用の開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道下早見菖蒲線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [不在者投票を行うことができる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)

## 正誤

- [埼玉県告示第1395号中訂正\(森づくり課\)](#)

## 規則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第七十号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第五条」の下に「第一項第一号及び第二項第六号並びに第六条第十号」を加える。

第六条第六号イから八まで以外の部分を次のように改める。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下この号において「配偶者暴力防止法」という。）第一条第二項に規定する被害者（配偶者暴力防止法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。）で、次のイから八までのいずれかに該当するもの

第六条第六号イ及びロを次のように改める。

イ 配偶者暴力防止法第三条第三項第三号（配偶者暴力防止法第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止法第五条（配偶者暴力防止法第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者

ロ 配偶者暴力防止法第十条第一項（配偶者暴力防止法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

第六条に次の二号を加える。

九 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者

十 前号に該当する親族と現に同居し、又は同居しようとする者

附 則

この規則は、平成二十六年一月三日から施行する。ただし、第二条の改正規定及び第六条に二号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

## 規 則

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

### 埼玉県教育委員会規則第十二号

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和六十一年埼玉県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三十四号を第三十五号とし、第三号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 県が設置する幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして埼玉県規則で定めるものの実施又は当該規則の制定若しくは改廃について知事に意見を述べること。

### 附 則

この規則は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

## 規 則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

### 埼玉県教育委員会規則第十三号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第十四号中「に係る事務及び県域テレビ放送による教育放送に係る事務の総合調整」を削る。

第十一条第七号中「教具及び教材」を「教材及び教具」に改める。

第十三条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第十四条第六号を削り、同条第七号中「、少年自然の家」を削り、同号を同条第六号とし、同条第八号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げる。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 訓令

## 埼玉県教育委員会訓令第五号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する

訓令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二市町村支援部の表生涯学習文化財課の項第四号中「第十八条第一項」を「第十九条」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

# 訓令

## 埼玉県教育委員会教育長訓令第四号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 関 根 郁 夫

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第三第十六号を同表第十七号とし、同表第三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同表第二号の次に次の一号を加える。

三 教育委員会 の会議に関する 事務	教育委員会の会議に付議 する議案及び報告する事項 の原案を作成すること。	
--------------------------	--	--

別表第四教育総務部の表総務課の項第三号中「第二百五十二条の十七第二項」を「第二百五十二条の十七第三項」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 広聴及び広 報に関する事 務	広聴集会事業の計画を決 定すること。	
------------------------	-----------------------	--

別表第四市町村支援部の表義務教育指導課の項第三号を削り、同表生涯学習文化財課の項第七号を削る。

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。



## 告 示

埼玉県告示第七百八十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年十二月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人かわぐち健康福祉サービス振興会

三 代表者の氏名

伊藤 信男

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市西青木五丁目二番四十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、健康福祉サービス及びニーズを調査研究し、情報提供、情報ネットワークを構築するとともに、質的信頼性を増すためにそこに携わる人達の人材育成を図り、もって市民の健康福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第七百八十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年十二月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 *V i a E t e r n a*
- 三 代表者の氏名  
道向 初幸
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県草加市弁天一丁目二十六番五十号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域の子育て支援、自立困難な青少年の生活指導にあたり、自立に寄与することを目的とする。また、地域の高齢者や障害者に対して福祉、介助、介護に関する事業を行う。

## 告 示

埼玉県告示第七百八十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年十二月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あすなる

三 代表者の氏名

飛高 晶子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市小淵百十八番地一NICE・URBAN春日部二百二号

五 定款に記載された目的

この法人は、幼児から高齢者及び障害のある方々と家族を対象として、放課後等デイサービス、通所介護、居宅介護、家事援助等の在宅福祉サービス事業、外出介助事業、育児サポート等に関する事業を行い、幼児から高齢者、障害者の方々とその家族が地域の中で自立した生活が送れる社会の実現に寄与する事を目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第七百八十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年十二月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人Peaceやまぶき
- 三 代表者の氏名  
松尾 美保子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川越市大字並木十三番地四十七
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、「平和でなければ文化は育たない」との理念の下、文化活動を通じて新たな広い出合いを創りだし、次代を担う人々に、川越の「平和」と「文化」の心を伝え、つなげていくことを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第七百八十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年十二月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人ワークアズコレクティブま・た・ね
- 三 代表者の氏名  
田中 和子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川越市かずみ野二丁目十八番地十四
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、人々が住みなれた地域で、安心して安全な暮らしができるようその生活を援助し、共に安心して暮らせるようにすることを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第七百八十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年十二月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人鶴ヶ島市体育協会
- 三 代表者の氏名  
榎田 啓造
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木十六番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、埼玉県鶴ヶ島市におけるスポーツの普及及び発展を図ることにより、市民生活の向上及び健康で明るいまちづくりに寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第七百九十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年十二月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人さやま協働ネット
- 三 代表者の氏名  
毛塚 宏
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県狭山市狭山台一丁目二十一番地狭山元気プラザ内
- 五 定款に記載された目的  
この法人の主な事業内容は、狭山市が設立する市民大学の運営受託と、市民と行政との協働によるまちづくりを支援する事業の推進、等である。  
それら事業の成果を援用しつつ、人のつながりを育みながらまちづくりを推進するというコミュニティデザインの考え方を基調に、市内の多様な主体の参画・協働をおして、“住み心地の良い・活力ある狭山をめざしたまちづくり”を進めることで、公益の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第七百九十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年十二月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人ARUKAS KUMAGAYA
- 三 代表者の氏名  
山口 忠利
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県熊谷市万吉千七百番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民に対して、ラグビーをシンボルとした、スポーツの普及・振興推進事業を行い、スポーツを通じた教育・雇用の充実した地域社会づくりと健康社会の増進に寄与し、広く公益に貢献することを目的とする。



# 告示

埼玉県告示第七百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 名称

特定非営利活動法人ふじみの国際交流センター

## 二 代表者の氏名

石井 ナナエ

## 三 主たる事務所の所在地

埼玉県ふじみ野市大井二丁目十五番十号うれし野まちづくり会館二階

## 四 当該認定の有効期間

平成二十五年十二月二十七日から平成三十年十二月二十六日まで

# 告 示

埼玉県告示第七百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 名称

特定非営利活動法人自立支援ホームとことこの家

## 二 代表者の氏名

後 藤 美智子

## 三 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市泉町九百十一 三

## 四 当該認定の有効期間

平成二十五年十二月二十七日から平成三十年十二月二十六日まで

## 告 示

埼玉県告示第七百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
医療法人新正会 間柴医院	飯 能 市 緑 町 3 - 4	医 療 法 人 新 正 会	訪 問 看 護	平成 25 年 9 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 看 護	
医療法人社団 白報会 かわぐち在宅診療所	川口市栄町3-10-3 みどりビルディング5階	医 療 法 人 社 団 白 報 会	訪 問 看 護	平成 25 年 12 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 看 護	
元 気 広 場 川 口	川 口 市 鳩 ヶ 谷 緑 町 2 - 2 0 - 1	セ ン ト ラ ル イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル 株 式 会 社	通 所 介 護	平成 25 年 10 月 1 日
は る な	熊 谷 市 大 原 2 - 2 - 3 5	株 式 会 社 は る な	居 宅 介 護 支 援	平成 25 年 12 月 1 日
レモン薬局 伊奈2号店	北 足 立 郡 伊 奈 町 小 室 7 6 7 - 9	株 式 会 社 医 療 サ ー ビ ス 研 究 所	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 25 年 12 月 1 日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
西 坂 戸 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー	坂 戸 市 西 坂 戸 1 - 1 9 - 9	株 式 会 社 清	通 所 介 護	平成 25 年 12 月 1 日
ま ご こ ろ 薬 局	越 谷 市 東 町 2 - 1 2 0 - 6 0	株 式 会 社 ま ご こ ろ 薬 局	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 25 年 12 月 1 日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
茶 話 本 舗 デ イ サ ー ビ ス あ ん し ん 松 伏	北 葛 飾 郡 松 伏 町 ゆ め み 野 4 - 1 - 7	あ ん し ん メ デ ィ カ ル ケ ア サ ー ビ ス 株 式 会 社	通 所 介 護	平成 25 年 11 月 1 日
ア ミ カ 川 口 介 護 セ ン タ ー	川 口 市 幸 町 1 - 1 - 17 フ ク ロ ク ハ イ マ ン シ ョ ン 1 号 館 2 0 6 号 室	株 式 会 社 H C M	居 宅 介 護 支 援	平成 25 年 12 月 1 日
茶 話 本 舗 デ イ サ ー ビ ス 川 口 上 青 木	川 口 市 上 青 木 4 - 3 - 1 5	株 式 会 社 ウ エ ル オ フ	通 所 介 護	平成 25 年 11 月 1 日
和 楽 久 健 笑 館	川 口 市 石 神 1 7 0 8	株 式 会 社 ヘ リ オ ス ・ E a s t	通 所 介 護	平成 25 年 11 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
セ ン ト ラ ル い き い き ク ラ ブ 南 鳩 ヶ 谷	川 口 市 南 鳩 ヶ 谷 3 - 1 7 - 1 7 - 1 F	セ ン ト ラ ル ス ポ ー ツ 株 式 会 社	通 所 介 護	平成 25 年 11 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	

ケアタウンつどい大沢	越谷市大沢 3 - 2 3 - 2	M C P 株式会社	特定施設入居者生活介護	平成 25 年 12 月 1 日
			介護予防特定施設入居者生活介護	
望みの幸望庵	熊谷市赤城町 2 - 6 4 - 1	株式会社サンハート	通所介護	平成 25 年 12 月 1 日
			介護予防通所介護	
デイサービスポルカ	川口市芝 2 7 6 0 - 3	株式会社グランディック	通所介護	平成 25 年 12 月 1 日
			介護予防通所介護	
訪問介護事業所 介護屋本舗	越谷市花田 2 - 2 6 - 4	株式会社クロ-パーコミュニケーションズ	訪問介護	平成 25 年 12 月 1 日
グリーンフォレストケアマネジメントセンター	熊谷市広瀬 8 0 0 - 2	グリーンフォレストケア株式会社	居宅介護支援	平成 25 年 12 月 1 日
ショートステイえぶりわん鶴瀬 Nisi	富士見市鶴瀬西 2 - 8 - 2 5	社会福祉法人たくみ	短期入所生活介護	平成 25 年 11 月 1 日
			介護予防短期入所生活介護	
居宅介護支援えぶりわん鶴瀬 Nisi	富士見市鶴瀬西 2 - 8 - 2 5	社会福祉法人たくみ	居宅介護支援	平成 25 年 10 月 1 日
福祉用具暖団 戸田	戸田市下戸田 2 - 2 7 - 1 4	株式会社 日本シューター	福祉用具貸与	平成 25 年 11 月 1 日
			介護予防福祉用具貸与	
			特定福祉用具販売	平成 25 年 12 月 1 日
			特定介護予防福祉用具販売	
よしの佐久良都幾川	比企郡ときがわ町田中 3 8 0 - 1	医療法人 眞美会 麻見江ホスピタル	認知症対応型共同生活介護	平成 25 年 12 月 1 日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	
だんらんの家 蓮田	蓮田市上 1 - 4 - 9	株式会社プエンテ・アエレオ	通所介護	平成 25 年 11 月 1 日
リハスタジオ花咲	加須市北辻 3 2 - 5	株式会社 トラスト	通所介護	平成 25 年 11 月 1 日

			介護予防通所介護	
埼玉ライフケアサービス大和田居宅介護支援事業所	新座市大和田5-10-3 ラ・パレット1F	株式会社 埼玉ライフケアサービス	居宅介護支援	平成25年8月7日
若葉ナーシングホーム デイサービスセンター	鶴ヶ島市上広谷793-10	医療法人 恵雄会	通所介護	平成25年11月1日
			介護予防通所介護	
ケアプランセンターハートフルおおむら	志木市上宗岡2-20-31	ハートフルおおむら株式会社	居宅介護支援	平成25年11月1日
デイサービス よつば	吉川市平沼1-22-2	株式会社 礎	通所介護	平成25年11月1日
			介護予防通所介護	
デイサービス リハロー	所沢市小手指町1-43-2 小手指エムビル1階	株式会社 リハロー	通所介護	平成25年11月1日
			介護予防通所介護	
ビーズビー	所沢市小手指町2-3-10	エヌエヌビー株式会社	福祉用具貸与	平成25年11月1日
			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
			介護予防福祉用具貸与	
デイサービスセンター エスポワール	深谷市黒田345-1	株式会社 エスポワール	通所介護	平成25年11月1日
			介護予防通所介護	
デイサービス ポケット カメさん	久喜市八甫390-9	有限会社 豊松さいたま	通所介護	平成25年11月1日
			介護予防通所介護	
訪問介護事業所 むさし	本庄市朝日町3-1-40	むさしサービス株式会社	訪問介護	平成25年11月1日
			介護予防訪問介護	

やさしい手 ふじみ野巡回訪問介護事業所	ふじみ野市南台1-15-12 グレイプスふじみ野1階	株式会社 やさしい手	訪問介護	平成25年11月1日
			介護予防訪問介護	
やさしい手ふじみ野居宅介護支援事業所	ふじみ野市南台1-15-12 グレイプスふじみ野1階	株式会社 やさしい手	居宅介護支援	平成25年11月1日
居宅介護支援事業所 デイサービス本舗 ひかり	所沢市上安松787-11-105	MIYANO工房合同会社	居宅介護支援	平成25年12月1日
桶川ひまわりケアサポート	桶川市坂田1365-7	株式会社 ひまわりケアサポート	短期入所生活介護	平成25年12月1日
			介護予防短期入所生活介護	
桶川ひまわりケアサポート	桶川市坂田1365-7	株式会社 ひまわりケアサポート	通所介護	平成25年12月1日
			介護予防通所介護	
ショートステイケアサポートさやま	狭山市柏原2935	ケアサポート株式会社	短期入所生活介護	平成25年12月1日
			介護予防短期入所生活介護	
デイサービスセンターケアサポートさやま	狭山市柏原2935	ケアサポート株式会社	通所介護	平成25年12月1日
			介護予防通所介護	
福祉用具 さくら	春日部市大場872-9 中村不動産ビル1階	株式会社 さくら	福祉用具貸与	平成25年12月1日
			介護予防福祉用具貸与	
居宅介護支援事業所「彩」	坂戸市西坂戸1-19-9	株式会社 清	居宅介護支援	平成25年12月1日
訪問介護事業所「西坂戸」	坂戸市西坂戸1-13-14	株式会社 清	訪問介護	平成25年12月1日
			介護予防訪問介護	
福祉用具 アイエリア	上尾市南56	アイエリア株式会社	福祉用具貸与	平成25年12月1日
			介護予防福祉用具貸与	

デイサービスセンター アイエリア北上尾	上尾市南56	アイエリア株式会社	通所介護	平成25年12月1日
			介護予防通所介護	
訪問介護ステーション アイエリア北上尾	上尾市南56	アイエリア株式会社	訪問介護	平成25年12月1日
			介護予防訪問介護	
居宅介護支援事業所 アイエリア北上尾	上尾市南56	アイエリア株式会社	居宅介護支援	平成25年12月1日
健康ぷらす ふじさん上福岡店	ふじみ野市福岡中央1-1-16 箕輪ビル1階	株式会社ふじさん	通所介護	平成25年12月1日
			介護予防通所介護	
プレミア草加南居宅介護支援事業所	草加市柳島町880 セゾン307号	社会福祉法人 白寿会	居宅介護支援	平成25年12月1日
むつみ薬局 人間店	人間市上藤沢378-11	優和調剤株式会社	居宅療養管理指導	平成25年12月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
フェアリー薬局	草加市西町195-2	株式会社 慧ワールド	居宅療養管理指導	平成26年1月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
かばさん薬局	草加市清門町522	株式会社 タウンメディカル	居宅療養管理指導	平成25年7月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
そうごう薬局 春日部店	春日部市大場80-5	総合メディカル株式会社	居宅療養管理指導	平成25年11月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
ハナミズキ薬局	所沢市小手指町1-11-4 アネックスビル1F	株式会社SUN ARX	居宅療養管理指導	平成26年1月1日
ウエルシア薬局 所沢けやき台店	所沢市けやき台2-38-1	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導	平成25年12月1日
			介護予防居宅療養管理指導	



グリーンファーマシー薬局	川口市元郷 2 - 1 5 - 4	株式会社 プライム	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成 25 年 11 月 1 日
まごころ薬局	所沢市小手指町 1 - 2 6 - 1 小手指ハナミズキプラザ 3 0 2	株式会社 薬ゼミ情報教育センター	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成 25 年 11 月 1 日
クオール薬局 羽生中央店	羽生市南 3 9 9 6 - 1	クオール株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成 25 年 11 月 1 日
倉林歯科クリニック	秩父市上影森 8 2 6 - 1	倉林 利明	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成 25 年 12 月 1 日
医療法人社団はんぷ会 みどりクリニック	戸田市氷川町 2 - 1 6 - 2 2	医療法人社団はんぷ会	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導	平成 25 年 12 月 1 日

## 告 示

埼玉県告示第七百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	機 関 種 別 名
居宅介護支援事業所たんぽぽ	名 称	鶴ヶ島在宅介護支援センター関越病院	居宅介護支援事業所たんぽぽ	居 宅 介 護 支 援
薬 樹 薬 局 蓮 田	所 在 地	蓮 田 市 本 町 2 - 1 8	蓮田市本町2-18ヤマナカビル1階	居 宅 療 養 管 理 指 導
				介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導
薬 樹 薬 局 蓮 田	名 称	あ お ば 薬 局 蓮 田	薬 樹 薬 局 蓮 田	居 宅 療 養 管 理 指 導
				介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導
あ い は な	所 在 地	春日部市増田新田391-3	春日部市谷原新田1427-1 2F	介 護 予 防 通 所 介 護
				通 所 介 護
鶴ヶ島市地域包括支援センターぺんぎん	所 在 地	鶴ヶ島市上広谷8-15	鶴ヶ島市上広谷5-1大畑マツノ1階	介 護 予 防 支 援
訪 問 介 護 ス テ ー シ ョ ン ア シ ス ト	所 在 地	久喜市栗橋東5-23-24	久喜市栗橋東1-7-17	訪 問 介 護
				介 護 予 防 訪 問 介 護
し ふ り 薬 局	所 在 地	飯能市緑町3-3	飯能市緑町4-11	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導
				居 宅 療 養 管 理 指 導
リハビリコンビパス 訪問看護ステーション	所 在 地	春日部市粕壁東五丁目2-27-101	春日部市八丁目422-1	介 護 予 防 訪 問 看 護
				訪 問 看 護
リ ス テ	所 在 地	川口市元郷3-16-23	川口市領家2-4-15-1F	福 祉 用 具 貸 与
				介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与
				特 定 福 祉 用 具 販 売
				特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売

## 告 示

埼玉県告示第七百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり休止の届出があつた。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サービスの種類	開 設 者 名	休 止 年 月 日
ケア ヤング 有限会社	川口市南鳩ヶ谷7 - 28 - 9コーワコーポ2号館101号	訪 問 介 護	ケ ア ヤ ン グ 有 限 会 社	平成25年9月30日
		介護予防訪問介護		
居宅介護支援ケアヤング	川口市南鳩ヶ谷7 - 28 - 9コーワコーポ2号館101号	居 宅 介 護 支 援	ケ ア ヤ ン グ 有 限 会 社	平成25年8月31日
ましば訪問看護ステーション	飯 能 市 緑 町 3 - 4	訪 問 看 護	有限会社 間柴メディカルサービス	平成25年9月1日
		介護予防訪問看護		

## 告 示

埼玉県告示第七百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
スズハ調剤薬局	羽生市中央5-1-18	居宅療養管理指導	平成25年10月31日
		介護予防居宅療養管理指導	
川口市社会福祉協議会居宅介護支援鳩ヶ谷事業所	川口市南鳩ヶ谷6-8-16	居宅介護支援	平成25年11月30日
デイサービスセンター癒し処はるかぜ	八潮市中央3-10-13	通所介護	平成25年12月31日
		介護予防通所介護	
居宅介護支援事業所アイエリア北上尾	上尾市南5-6	居宅介護支援	平成25年11月30日
デイサービスセンター アイエリア北上尾	上尾市南5-6	通所介護	平成25年11月30日
		介護予防通所介護	
訪問介護ステーション アイエリア北上尾	上尾市南5-6	訪問介護	平成25年11月30日
		介護予防訪問介護	
福祉用具アイエリア	上尾市南5-6	福祉用具貸与	平成25年11月30日
		介護予防福祉用具貸与	
ケアプランセンターハートフルおおむら	志木市上宗岡2-20-31	居宅介護支援	平成25年10月31日
スマイルコール	狭山市狭山台3丁目25番地4街区4号棟108号室	訪問介護	平成26年1月1日
		介護予防訪問介護	
ひのき苑	加須市北篠崎178-2	認知症対応型共同生活介護	平成17年6月30日
ひのき苑	加須市北篠崎178-2	認知症対応型共同生活介護	平成25年10月31日

## 告 示

埼玉県告示第七百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司



一 指定医療機関

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団 はんぷ会 みどりクリニック	医療法人社団 はんぷ会	戸田市氷川町 2 - 1 6 - 2 2	平成 25 年 12 月 1 日
東 所 沢 眼 科 ク リ ニ ッ ク	医療法人社団 純慎会	所 沢 市 東 所 沢 1 - 3 - 7	平成 25 年 11 月 1 日
医療法人 三療会 たけうちクリニック	医療法人 三療会	鴻巣市本町 2 - 1 - 7 1 F	平成 25 年 11 月 1 日
ひ か る 眼 科	飛 田 秀 明	蕨市中央 1 - 1 7 - 3 5 クリエイトビル 3 F	平成 25 年 12 月 1 日
医療法人 有壬会 三郷医院	医療法人 有壬会	三郷市三郷 1 - 6 - 1 3	平成 25 年 11 月 1 日
医療法人社団 鴻飛会 鴻巣外科胃腸科	医療法人社団 鴻飛会	鴻巣市鴻巣 1 1 9 5 - 1	平成 25 年 11 月 1 日
医療法人 恵志会 鈴木メディカルクリニック	医療法人 恵志会	戸田市喜沢 1 - 4 5 - 2 0	平成 25 年 11 月 1 日
さいとうハートクリニック	医療法人 優羽会	上尾市春日 1 - 4 5 - 6	平成 25 年 11 月 1 日
ホームケアクリニック東松山	川 上 保 雄	東松山市若松町 2 - 1 0 - 4 2 - 1 0 2	平成 25 年 12 月 2 日
清水内科クリニック	清 水 敏 弘	深谷市人見 4 4 5 - 1	平成 25 年 11 月 1 日
医療法人 葵 深谷中央病院	医療法人 葵	深谷市原郷 5 0 0	平成 25 年 11 月 1 日
医療法人 仁恵院 山際眼科医院	医療法人 仁恵院	川口市芝下 2 - 2 2 - 1 2	平成 25 年 11 月 1 日
蓮田西口さくら内科クリニック	鷺 谷 敦	蓮田市上 1 - 4 - 1 9	平成 25 年 11 月 8 日
みやざきクリニック	医療法人 娛生会	比企郡小川町大塚 2 8 5	平成 25 年 11 月 1 日
たわらクリニック	俵 英 之	鶴ヶ島市藤金 6 5 0 - 1	平成 25 年 12 月 1 日
おか内科クリニック	医療法人社団 幸晃会	越谷市下間久里 7 9 0 - 1 メディウエルタウンせんげん台内	平成 25 年 11 月 1 日
りゅういち歯科医院	医療法人社団 昌仁会	熊谷市桜木町 1 - 3 7	平成 25 年 11 月 1 日

渡 辺 歯 科 医 院	渡 邊 正 佳	白岡市西6-5-2 マミーマート白岡西店内	平成25年12月1日
戸 田 小 林 歯 科	医 療 法 人 美 林 会	戸 田 市 新 曽 南 1 - 1 1 - 1 9	平成25年11月1日
医療法人 康祐会 花井歯科医院	医 療 法 人 康 祐 会	入間市下藤沢1268-2 エクレールS101	平成25年11月1日
根 本 歯 科 医 院	根 本 明	所 沢 市 中 富 南 2 - 2 - 4	平成25年10月16日
オハナ歯科クリニック	医 療 法 人 社 団 晴 虹 会	上 尾 市 上 尾 下 9 7 2 - 1	平成25年11月1日
みらい矯正歯科	石 橋 薫	深 谷 市 山 河 1 3 6 6 - 1	平成25年11月1日
医療法人 葵 深谷中央病院	医 療 法 人 葵	深 谷 市 原 郷 5 0 0	平成25年11月1日
金谷歯科クリニック	金 谷 日 出 夫	川口市東川口4-19-11 パルティール参番館101	平成25年10月1日
医療法人社団 下山歯科医院	医 療 法 人 社 団 下 山 歯 科 医 院	所 沢 市 小 手 指 南 1 - 1 3 - 1	平成25年11月1日
まくり歯科クリニック	医 療 法 人 社 団 創 仁 会	越 谷 市 下 間 久 里 7 3 9 - 2 - 2 階	平成25年12月1日
そよ風薬局 鴻巣店	株 式 会 社 ファーマみらい	鴻 巣 市 本 町 6 - 5 - 7	平成25年11月1日
ハートフル薬局 東鴻巣店	株 式 会 社 ファーマみらい	鴻 巣 市 上 生 出 塚 清 水 7 6 9	平成25年11月1日
スクエア薬局 富永店	株 式 会 社 ファーマみらい	鴻 巣 市 本 町 3 - 1 0 - 3 4 第 2 さ くら い ビ ル 2 階	平成25年11月1日
わかば薬局 北本店	株 式 会 社 ファーマみらい	北 本 市 本 宿 7 - 7 8 - 1 0	平成25年11月1日
ハートフル薬局 狭山ヶ丘店	株 式 会 社 ファーマみらい	所 沢 市 東 狭 山 ヶ 丘 5 - 2 7 3 9 - 6	平成25年11月1日
ハートフル薬局 本庄店	株 式 会 社 ファーマみらい	本 庄 市 寿 2 - 6 - 2 8	平成25年11月1日
まごころ薬局	株 式 会 社 まごころ薬局	越 谷 市 東 町 2 - 1 2 0 - 6 0	平成25年12月1日
ウエルシア薬局 戸田新曽店	ウエルシア関東株式会社	戸 田 市 新 曽 1 8 0 3 - 2	平成25年11月1日
まごころ薬局	株 式 会 社 薬ゼミ情報教育センター	所 沢 市 小 手 指 町 1 - 2 6 - 1 小 手 指 ハ ナ ミ ズ キ プ ラ ザ 3 0 2	平成25年11月1日

バイゴー薬局 小手指店	株式会社 富士薬品	所 沢 市 小 手 指 町 4 - 8 - 5	平成 25 年 10 月 1 日
栗 橋 ロ イ ヤ ル 薬 局	株式会社 ファーマみらい	久 喜 市 小 右 衛 門 7 1 2 - 1	平成 25 年 11 月 1 日
クオール薬局 羽生中央店	クオール 株式会社	羽 生 市 南 5 - 3 9 9 6 - 1	平成 25 年 11 月 1 日
武 蔵 藤 沢 薬 局	徳永薬局 株式会社	入 間 市 東 藤 沢 3 - 1 9 - 2 3	平成 25 年 12 月 1 日
ま ご こ ろ 薬 局	株式会社 ファインファーマシー	三 郷 市 上 彦 名 4 6 7	平成 25 年 11 月 1 日
杏 林 薬 局 伊 奈 店	林 成 忠	北 足 立 郡 伊 奈 町 小 室 7 6 7 - 1 0	平成 26 年 1 月 6 日
ヘルスファーマシー薬局 杉戸高野台店	株式会社 エスシーグループ	北 葛 飾 郡 杉 戸 町 高 野 台 西 2 - 1 - 1 2	平成 25 年 10 月 1 日
下 川 崎 薬 局	株式会社 フェイズ	幸 手 市 下 川 崎 4 4 - 1 1	平成 26 年 1 月 1 日
吉 川 み な み 薬 局	有限会社 メディカルブリッジ	吉 川 市 美 南 5 - 6 - 4	平成 25 年 11 月 1 日
みらい薬局 上日出谷店	株式会社 みらい	桶 川 市 上 日 出 谷 1 1 6 5 - 1	平成 26 年 1 月 1 日
桶 川 ロ イ ヤ ル 薬 局	株式会社 ファーマみらい	桶 川 市 坂 田 1 7 3 6 - 3	平成 25 年 11 月 1 日
アイン薬局 川口青木店	株式会社 アインファーマシーズ	川 口 市 青 木 1 - 1 8 - 2 明 和 ビ ル 1 階	平成 25 年 11 月 25 日
し ぶ り 薬 局	株式会社 タウンメディカル	飯 能 市 緑 町 4 - 1 1	平成 25 年 10 月 1 日
さ く ら 薬 局	株式会社 ヘルスアップ	越 谷 市 下 間 久 里 7 3 8 - 3	平成 25 年 11 月 3 日
弥 生 薬 局 ・ 駅 前 店	有限会社 弥生調剤薬局	越 谷 市 弥 生 町 1 - 9	平成 25 年 11 月 1 日
ウエルシア薬局 所沢けやき台店	ウエルシア関東 株式会社	所 沢 市 け や き 台 2 - 3 8 - 1	平成 25 年 12 月 1 日
訪問看護ステーション たいよう	医療法人 弘心会	狭 山 市 柏 原 1 6 2 9 - 5	平成 25 年 11 月 1 日

## 二 指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
鈴木 亨		ところ整骨院	所 沢市久米551-10 湯藤ビル1F	平成25年10月7日
渡辺 和宏		ノヒア接骨院	川口市西川口3-12-17メゾン奥ノ木101号室	平成25年10月29日
亀井 大輔		がらばご蕨整骨院	蕨市北町1-5-10	平成25年11月7日
東海林 祐馬		にじいろ整骨院	熊谷市八木田502-1	平成25年10月16日
吉田 大祐		むつみ接骨院	久喜市本町2-16-33	平成25年11月22日
友光 由美子		ささい接骨院	狭山市笹井3-7-2	平成25年11月25日
米川 昌明		米川接骨院	所 沢市和ヶ原3-263	平成25年11月1日
高橋 知宏		ともひろ接骨院	川口市東領家2-18-20	平成25年11月14日
山口 朋幸		やまぐち整骨院	川越市東田町12-27キャッスルマンション川越B-101	平成25年9月20日
中濱 周平		リラックスクラブ接骨院	所 沢市和ヶ原1-162-2	平成25年12月5日
遠藤 裕之		けんこう堂整骨院	足立区江北7-12-10	平成25年10月1日
佐々木 俊介		越谷マックス整骨院	越谷市越ヶ谷1-10-27島村ビル1F	平成26年1月1日
森 博史		たかさごはりきゅう整骨院	葛飾区高砂3-12-5ヨーカ堂3階	平成25年11月1日
生野 拓史		しょうのマッサージ院	朝霞市田島2-15-79	平成25年11月22日
中濱 周平		リラックスクラブ接骨院	所 沢市和ヶ原1-162-2	平成25年12月5日

西村 剛

中央在宅マッサージ

松戸市日暮 5 - 1 9 5 - 6 0 6

平成 25 年 11 月 1 日

## 告 示

埼玉県告示第七百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後
薬 樹 薬 局 蓮 田	名 称	あ お ば 薬 局 蓮 田	薬 樹 薬 局 蓮 田
	所 在 地	蓮 田 市 本 町 2 - 1 8	蓮田市本町2 - 1 8 ヤマナカビル1階
薬 局 ト モ ズ 小 手 指 店	名 称	薬 局 ト モ ズ 小 手 指 南 口 店	薬 局 ト モ ズ 小 手 指 店
さ くら 薬 局 戸 田 新 曾 南 店	名 称	み な み 薬 局	さ くら 薬 局 戸 田 新 曾 南 店
医 療 法 人 社 団 清 心 会 く げ づ か 診 療 所	所 在 地	本 庄 市 北 堀 1 2 9 5 - 2	本 庄 市 早 稲 田 の 杜 3 - 7 - 7
ひ ふ み 薬 局	所 在 地	本 庄 市 北 堀 1 2 9 5 - 1	本 庄 市 早 稲 田 の 杜 3 - 7 - 4
く ま が や レ デ ィ ー ス ク リ ニ ッ ク	名 称	医 療 法 人 熊 谷 市 民 産 婦 人 科 医 院	く ま が や レ デ ィ ー ス ク リ ニ ッ ク

## 告 示

埼玉県告示第八百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司



名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
クオール薬局 羽生中央店	羽生市中央 5 - 1 - 1 8	平成 25 年 10 月 31 日
栗橋口イヤル薬局	久喜市小右衛門 7 1 2 - 1	平成 25 年 10 月 31 日
下山歯科医院	所沢市小手指南 1 - 1 3 - 1	平成 25 年 10 月 31 日
花井歯科医院	入間市下藤沢 1 2 6 8 - 2 エクレール S 1 0 1	平成 25 年 10 月 31 日
しふり薬局	飯能市緑町 3 - 3	平成 25 年 9 月 30 日
山際医院	川口市芝下 2 - 2 2 - 1 2	平成 25 年 11 月 1 日
ヘルスマシー薬局杉戸高野台店	北葛飾郡杉戸町高野台西 2 - 1 - 1 2	平成 25 年 9 月 30 日
あけぼの薬局 上尾店	上尾市上 2 7 9 - 2	平成 25 年 9 月 30 日
きもと内科・消化器内科クリニック	坂戸市関間 4 - 1 2 - 1 2 - A	平成 25 年 10 月 31 日
リオン歯科医院	越谷市千間台西 3 - 1 - 2 0 春田ビル 1 F	平成 25 年 10 月 31 日
ハートフル薬局本庄店	本庄市寿 2 - 6 - 2 8	平成 25 年 10 月 31 日
ハートフル薬局狭山ヶ丘店	所沢市東狭山ヶ丘 5 - 2 7 3 9 - 6	平成 25 年 10 月 31 日
わかば薬局北本店	北本市本宿 7 - 7 8 - 1 0	平成 25 年 10 月 31 日
そよ風薬局鴻巣店	鴻巣市本町 6 - 5 - 7	平成 25 年 10 月 31 日
ハートフル薬局東鴻巣店	鴻巣市上生出塚 7 6 9	平成 25 年 10 月 31 日
鈴木メディカルクリニック	戸田市喜沢 1 - 4 5 - 2 0	平成 25 年 11 月 1 日
おか内科クリニック	越谷市下間久里 7 9 0 - 1	平成 25 年 10 月 31 日

みやざきレディスクリニック	比企郡小川町大塚 3 0 2	平成 25 年 10 月 31 日
たけうちクリニック	鴻巣市本町 2 - 1 - 7 広総業ビル 1 F	平成 25 年 10 月 31 日
ウエルシア薬局せんげん台店	越谷市下間久里 7 3 9 - 3	平成 25 年 11 月 2 日
アトム訪問看護リハビリステーション	川口市江戸 3 - 5 - 1 3	平成 25 年 4 月 1 日
深谷中央病院	深谷市原郷 5 0 0	平成 25 年 11 月 1 日
深谷中央病院	深谷市原郷 5 0 0	平成 25 年 11 月 1 日
オハナ歯科クリニック	上尾市上尾下 9 7 2 - 1	平成 25 年 10 月 31 日
さいとうハートクリニック	上尾市春日 1 - 4 5 - 6	平成 25 年 10 月 31 日
富山歯科医院	戸田市新曽南 1 - 1 1 - 1 9	平成 25 年 10 月 31 日
スクエア薬局富永店	鴻巣市本町 3 - 1 0 - 3 4 第 2 さくらいビル 2 階	平成 25 年 10 月 31 日
鷺谷外科医院	蓮田市上 1 - 4 - 1 9	平成 25 年 11 月 7 日
清水外科医院	深谷市人見 4 4 5 - 1	平成 25 年 10 月 31 日
有限会社森田薬局	春日部市大場 1 2 9 1 - 4	平成 25 年 10 月 3 日
とみざわ小児科医院	越谷市赤山町 4 - 9 - 1 B - 4	平成 25 年 11 月 1 日
三郷医院	三郷市三郷 1 - 6 - 1 3	平成 25 年 10 月 31 日
富士薬品蓮田薬局	蓮田市椿山 1 - 2 2 - 4	平成 25 年 10 月 31 日
根本歯科医院	所沢市中富南 2 - 2 - 6 所沢マコトビル 2 0 2	平成 25 年 10 月 15 日
金谷歯科医院	川口市東川口 4 - 1 9 - 1 2 周東ビル 2 F	平成 25 年 9 月 30 日

東 所 沢 眼 科 ク リ ニ ッ ク	所 沢 市 東 所 沢 1 - 4 - 1 ヤマザキビル 2 階	平成 25 年 10 月 31 日
バ イ ゴ - 薬 局 小 手 指 店	所 沢 市 小 手 指 町 4 - 8 - 5	平成 25 年 9 月 30 日
桶 川 口 イ ヤ ル 薬 局	桶 川 市 坂 田 1 7 3 6 - 3	平成 25 年 10 月 31 日
鴻 巣 外 科 胃 腸 科	鴻 巣 市 鴻 巣 1 1 9 5 - 1	平成 25 年 10 月 31 日
ひ か る 眼 科	蕨 市 中 央 1 - 1 7 - 3 5 クリエイトビル 3 F	平成 25 年 10 月 20 日
ト ウ ブ ド ラ ッ グ 西 川 口 薬 局	川 口 市 並 木 3 - 3 - 4	平成 25 年 10 月 19 日

# 告 示

埼玉県告示第千八百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

SHOPPING CENTER SOYOCA FUJIMINO

埼玉県ふじみ野市うれし野二丁目十番三号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）セガミメデイクス株式会社 代表取締役 上原俊二

大阪府大阪市中央区南船場二 七 三十 外 計二十八者

（変更後）株式会社ココカラファインヘルスケア 代表取締役 橋爪薫

神奈川県横浜市直北区新横浜三丁目十七 六 外 計二十八者

## ハ 変更年月日

平成二十五年三月三十一日外

## 二 届出年月日

平成二十五年十二月十六日

## ニ 縦覧期間

平成二十五年十二月二十七日から平成二十六年四月二十八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十五年十二月二十七日から平成二十六年四月二十八日まで

## ロ 意見書提出先



# 告 示

埼玉県告示第八百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

SHOPPING CENTER SOYOCA FUJIMINO

埼玉県ふじみ野市うれし野二丁目十番三号

### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 三九五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 三七七台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場ナンバー 一 午前六時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場ナンバー二 午前六時三十分から午後十時

（変更後）駐車場ナンバー 一 午前六時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 四か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 三か所 位置 図面省略

## ハ 変更年月日

平成二十六年八月十七日

## 二 届出年月日

平成二十五年十二月十六日

## ニ 縦覧期間

平成二十五年十二月二十七日から平成二十六年四月二十八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十二月二十七日から平成二十六年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第千八百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
金屋土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住  
所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 就任

職名	氏名	住所
理事	田島敏包	埼玉県本庄市児玉町児玉二千四百七十七番地六
同	大澤信吉	同 同 八幡山三百六十一番地
同	倉林聖三	同 同 金屋七十七番地
同	倉林豊	同 同 同 百八十番地
同	倉野内昇	同 同 同 六百十四番地二
同	田中守	同 同 同 長沖百六十七番地
同	福島秀雄	同 同 同 飯倉七百四十六番地一
同	市川忠三	同 同 同 宮内百七十八番地一
同	野村和男	同 同 同 塩谷六百五十四番地
同	荻野和弘	同 同 同 田端二百七十一番地二
同	田村哲夫	同 同 同 同 三百五十九番地二
同	鳥澤勉	同 同 同 保木野三百二十一番地
同	笠原廣吉	同 同 同 秋山二千八百一番地
同	間正始	同 同 同 小平千六百七十三番地一
同	清水義雄	同 同 同 同 百七十五番地
同	岩崎則一	同 同 同 元田六十番地
同	榊豊彦	同 同 同 児玉郡神川町大字八日市二千五百五十八番地
監事	倉林利昌	同 同 同 本庄市児玉町金屋四百二十五番地
同	杉山利雄	同 同 同 塩谷五百三十九番地
同	荻野栄次	同 同 同 保木野三百六番地一

## 二 退任

職名	氏名	住所
理事	清水寛	埼玉県本庄市児玉町長沖三十二番地二
同	森田慶次郎	同 同 同 保木野九番地
同	小峯寛	同 同 同 飯倉七百十二番地





# 告 示

埼玉県告示第千八百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
明戸南部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	高 野 勘 二	埼玉県深谷市宮ヶ谷戸百六十八番地

## 告 示

### 埼玉県告示第千八百五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

県立学校等シンククライアントシステム用機器賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成26年4月1日（火）から平成31年7月31日（水）まで。ただし、平成26年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」を利用せず、紙媒体による入札書の郵送又は持参により行う。また、入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

#### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課未来を拓く学び推進担当 山本・相浦 電話048-830-6625（直通）

#### (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

##### ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

ただし、平成26年1月23日（木）から同年1月27日（月）までは、同システムの更新作業の実施に伴い、ダウンロードすることができないので注意すること。

##### イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

#### (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁職員会館地下1階B01会議室 平成26年2月7日（金）午前11時

#### (4) 郵送による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課未来を拓く学び推進担当 平成26年2月6日（木）午後5時

なお、書留郵便によること。

### 4 その他

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金及び契約保証金

##### ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

##### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の場所に郵送し、又は持参する方法で平成26年1月24日(金)午前11時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年1月20日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: equipment related to thin client systems for 175 schools and 1 institution.

(2) Time-limit for the tender: By mail; 5:00 p.m. February 6, 2014, In person;

11:00 a.m. February 7, 2014.

- (3) Contact point for the notice: High School Education Management Division,  
Prefectural Schools Department, Education Bureau, Saitama Prefectural  
Government, Takasago3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken  
330-9301, Telephone 048-830-6625.

# 告示

## 埼玉県病害虫防除所長告示第一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二十一条の規定に基づき、同法第四条第一項第七号若しくは第二項の規定により埼玉県知事の登録を受けた普通肥料又は同法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による埼玉県知事への届出に係る指定配合肥料で次の表の第一欄に掲げるものの生産業者が当該肥料を生産したときは、遅滞なく、当該肥料の容器又は包装の外部（容器及び包装を用いないものにあつては、各荷口又は各個）に平成二十六年一月四日から、それぞれ同表の第二欄に定めるとおり当該肥料の施用上の注意等を表示することを当該生産業者に命ずる。

平成十三年埼玉県農林総合研究センター所長告示第十三号（肥料取締法に基づく肥料の施用上の注意等の表示命令について）は、平成二十六年一月三日限り、廃止する。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県病害虫防除所長 柏崎 万裕美

第一欄	第二欄
1 石灰窒素が原料として使用された普通肥料（原料が石灰窒素に限られたもの及び化学的操作を加えたものを除く。）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">この肥料には、石灰窒素が入っていますから、施用後24時間以内は、飲酒しないでください。</div>
2 たばこくずが原料として使用された普通肥料	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">この肥料には、たばこくず（粉末）が入っていますから、桑園又はその付近において使用すると、桑の葉にニコチンが吸収されて、蚕に害を与えることがあります。</div>
3 土壌中における硝酸化成を抑制する材料が使用された尿素、液状複合肥料又は家庭園芸用複合肥料	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">この肥料には、硝酸化成抑制材が入っていますから、葉面散布用に使わないでください。</div>



<p>4 動物由来たん白質 (飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第1の2の(1)のア、イ又はウに定めるほ乳動物由来たん白質、家さん由来たん白質又は魚介類由来たん白質をいう。)が原料として使用された普通肥料(5に掲げるものを除く。)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この肥料には、動物由来たん白質が入っていませんから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。</p> </div>
<p>5 牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。</p> </div>

# 告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 井 上 桂 一

台東川口線	路線名
草加市遊馬町二番一地先から 同市遊馬町二番一地先まで	供用開始の区間
平成二十五年十二月二十七日	供用開始の期日
平成二十四年十二月十四日付 け埼玉県越谷県土整備事務所 長告示第三十三号における道 路区域の供用開始である。延 長一七六・〇〇メートル。	備考

## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 下早見菖蒲線

三 道路の区域

旧 新 B	旧 A	旧 新 別
六地先まで 先から同市下早見字内谷一八六三番 久喜市下早見字内谷一六九七番五地	六地先まで 先から同市下早見字内谷一八六三番	区 間
一三・六一〇 三二・〇五	一七・九六〇 二九・五三	敷地の幅員 (メートル)
三一〇・三四	三六八・一三	延長 (メートル)
旧Aは、久喜市道として引き継ぐ。		備 考

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年七月十二日

指令川建セ第二四 一五四一号

二 検査済証番号

平成二十五年十二月二十日

川建セ第二五 一 九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀字押出一二五九番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市大字小室五 一番地一（Bellaca Casa 二二二号室）

廣澤莉沙

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十四年十二月二十八日

指令川建セ第二四 一一一 号

## 二 検査済証番号

平成二十五年十二月二十四日

川建セ第二五 一一六号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字中曽根字西組三一六番、三一七番

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字中曽根三一六番地

小駒 武夫

# 告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第四十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により  
認定したので、次のとおり公告する。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄



認定番号	第二号
認定年月日	平成二十五年十二月二十四日
対象区域	埼玉県熊谷市小島二丁目千五百六十九
公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所	埼玉県熊谷市建設安全センター内

# 告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第四十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

指定番号	第十号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第五号
指定の年月日	平成二十五年十二月十一日
指定に係る道路の位置	一 埼玉県大里郡寄居町大字鉢形字立ヶ瀬 三百五十二番
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	四十・七九メートル
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇〇メートル

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行つた。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

指定番号	第四号		
指定に係る道路の種類	建築基準法 第四十一条 第一項第四号		
指定の年月日	平成二十五年 十二月十八日		
指定に係る道路の位置	埼玉県戸田市大字新曽字柳原六百六十三の一部より 埼玉県戸田市大字新曽字柳原七百三十八 一の一部まで	埼玉県戸田市大字新曽字柳原六百六十五の一部より 埼玉県戸田市大字新曽字柳原四百二十三の一部まで	埼玉県戸田市大字新曽字柳原六百六十二の一部より 埼玉県戸田市大字新曽字柳原四百二十五の一部まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	八十一・二	八十六・二	六十五・二
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	十六・〇	四十・六 五十六・六	二十・〇

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十五年十二月九日

指令越建セ第二五〇〇五七一号

### 二 検査済証番号

平成二十五年十二月十九日

越建セ第四五一―一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町百間五丁目四百八十六番一、四百九十三番一

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市北原町三丁目二番二十二号

株式会社 アーネストワン 代表取締役 松林 重行

# 告 示

## 埼玉県教委告示第四十三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

### 一 日時

平成二十六年一月九日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

イ 県議会平成二十六年二月定例会提出予定案件について

ロ その他

# 告示

埼玉県選管告示第百二十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十五年十二月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	医療法人 親和会 鳳永病院	埼玉県草加市谷塚二丁目十二番十五号
老人ホーム	社会福祉法人 ハレルヤ 特別養護老人ホーム ハレルヤ	埼玉県朝霞市溝沼一丁目五番六号
老人ホーム	社会福祉法人 高栄会 特別養護老人ホーム 花水木の里	埼玉県朝霞市宮戸二十四番地一



## 正 誤

埼玉県告示第千三百九十五号（平成二十五年十月四日第二千五百三十二号）中訂

正

ページ 行

一 前から九

「一五〇八の二」の下に「（次の図に示す部分に限る。）」を加える。